

指定通所介護（共生型通所介護）事業者 指定申請の手引き

最終改正：令和8年4月

1 指定要件の概要

通所介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、障害福祉サービスにおける指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型通所介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすこととなります。

ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

①管理者

・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一の事業者が設置する他の事業所等の職務に従事することができます。

②生活相談員

③看護職員

④介護職員

⑤機能訓練指導員

※通所介護事業所の人員基準の詳細は、別紙を参照してください。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室のほか、消火設備その他非常災害に際して必要なその他の設備及び備品等を備える必要があります。

※通所介護事業所の設備基準の詳細は、別紙を参照してください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

②運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）」を参照してください。

2 共生型通所介護の基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、同第 156 条第 1 項に規定する指定自立支援（機能訓練）事業者、同第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は同第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものです。

共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1) 従業者の員数及び管理者

①従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を合わせて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

②管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるので、本手引きの「1 (2) ①管理者」の項目を参照してください。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。

(3) 技術的支援

指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

①運営基準

通所介護等の運営基準の規定は、共生型通所介護に準用されます。

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34 号）」を参照してください。

②利用定員

共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限です。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により利用定員を定めること。

③その他の留意事項

共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。このため、同じ場所で、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められません。

3 申請の流れ

(1) 事前協議

- ・施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。
※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから移転（変更）して下さい。
- ・事前協議は、県担当（長寿福祉課 介護保険指導・監査担当 電話 029-301-3343）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。
- ・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。
- ・事業所の立地予定の市町村の介護保険担当及び建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておくこと）
- ・建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。
- ・食事を提供する場合にあっては、所管する保健所に確認を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

(2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

指定通所介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を郵送で1部提出してください。書類は原則としてA4判で統一してください。

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）
- (3) 付表第一号（六） 通所介護事業所の指定等に係る記載事項
- (4) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等

- ・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく通所介護事業を実施する旨が規定されている必要があります。

②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

- ・管理者及び人員基準に関わる従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

③職員の資格証及び雇用関係を確認できる書類の写し

- ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。
※機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面（従事した事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出してください。
- ・従業員（常勤・非常勤問わず）について、法人との雇用関係を証明できる書類（雇用契約書、辞令等）の写しを添付してください。
- ・結婚等で氏名が変更しており、書類によって記載の氏名が異なる場合は、「職員の氏名についての申出書」（参考様式20）を提出してください。
- ・外国人介護職員の場合、在留カードの写しを提出してください。
※在留資格「特定活動」「技能実習」の場合、以下のいずれかに該当することを証する書類の写しを併せて提出してください。

	該当項目	提出書類
1	日本語能力試験のN1又はN2に合格していること	日本語試験の成績証明書
2	受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過していること	雇用契約書等
3	事業者が、要件を満たしたうえで、当該外国人職員を人員配置基準に算入する意思決定を行っていること	「外国人職員の人員配置基準算入についての申出書（参考様式21）」

④事業所の平面図及び写真

- ・用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。
- ・事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。
- ・事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑤事業所の設備等に係る一覧表（参考様式5）

- ・基準上設置が必要な設備等のうち「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑥運営規程

- ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 事業所の名称及び住所
 - 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 四 営業日及び営業時間
 - 五 指定通所介護（共生型通所介護）の利用定員
 - 六 指定通所介護（共生型通所介護）の内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 通常の事業の実施地域
 - 八 サービス利用に当たっての留意事項
 - 九 緊急時における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十二 その他運営に関する重要事項

※茨城県条例が定めるサービスの提供等に関する記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間です。

- ⑦利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
- ⑧損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
- ⑨誓約書（参考様式7）
- ⑩介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
 - ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
 - ・通所系サービス報酬区分確認表
 - ・算定要件の確認のための書類（加算の種別ごとに必要な書類）

【共生型通所介護として申請する場合】

- ⑪障害福祉サービス(指定生活介護事業所等)の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
- ⑫通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

【指定指令書の紙交付を希望する場合】

令和5年7月1日以降、指定指令書は、原則電子交付（メールでの交付）となっております。パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、以下の書類をご提出ください。

- ⑬紙交付の申請書
- ⑭費用減免の申立書
- ⑮指定指令書送付用封筒

270円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載した、A4判の書類が折らずに入る定形外の封筒

5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解のうえ取り込まれるようお願いいたします。
※介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等をご参照ください。
※全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますのでご参照ください。
- (2) 事業所開設にあたって来庁しての相談を希望される場合は、必ず電話により予約をしたうえで
お越しください。
- (3) 申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は指定できませんので、あらかじめご了承ください。（不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。）
- (4) 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保険主管課へお問合せください。
- (5) 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を実施する場合は、宿泊サービス開始日より前に、「指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する開始届出書」を提出してください。

■届出様式：茨城県ホームページ

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/27shukuhaku_ds.html

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

(別紙)

○通所介護事業所の人員基準

職種	配置基準	常勤の要件
管理者	<p>・常勤、専従の管理者の配置が必要です。 ・ただし、管理業務に支障がない場合に限り、以下の兼務が可能です。 ① 当該通所介護事業所における他の職種 ② 同一の事業者が設置する他の事業所等の職務</p>	常勤専従 (例外あり)
	資格要件：なし	
生活 相談員	<p>・単位の数にかかわらず、営業日ごとに、サービス提供時間数以上の配置が必要です。</p> <p>例) サービス提供時間 9 時～16 時 (7 時間) →生活相談員は、7 時間以上の配置が必要</p>	生活相談員又は 介護職員のうち 1 人以上常勤
	<p>資格要件：次のいずれかの資格を有する者 ①介護福祉士 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④精神保健福祉士 ⑤その他社会福祉主事任用資格 ⑥社会福祉施設等(※1)で2年以上、介護又は相談業務に従事した経験を有する者 ⑦老人福祉施設(※2)の施設長経験者</p> <p>(※1) 社会福祉施設の範囲 ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設 ・介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病床を有する病院・診療所 ・指定居宅サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く) ・指定地域密着型サービス事業所</p> <p>(※2) 老人福祉施設の範囲 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター</p> <p>⑥、⑦の資格要件の緩和は、令和8年4月1日から運用しています。</p>	
看護 職員	<p>・単位ごと、営業日ごとに1人以上配置が必要です。 ・サービス提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じて当該通所介護事業所と密接、かつ、適切な連携を図ってください。 ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し(看護職員を派遣する契約書または協定書の作成が必要)、その看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う場合は、人員基準を満たしたものとします。ただし、この場合、派遣された看護職員は、機能訓練指導員との兼務は認められず、また、加算の算定要件とすることもできません。</p>	なし
	資格要件：看護師又は准看護師	
介護 職員	<p>・単位ごと、営業日ごとに、サービス提供時間数に応じた配置が必要です。 利用者数 15 人まで：常時 1 人以上 利用者 16 人以上：15 人を超える部分の利用者数を 5 で除して得た数以上 (常時 1 人以上配置すること) → ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × サービス提供時間</p>	生活相談員又は 介護職員のうち 1 人以上常勤

	<p>例) 利用者 30 人、サービス提供時間 7 時間の場合 → $((30-15) \div 5 + 1) \times 7 = 28$ 時間 → サービス提供時間帯において延べ 28 時間分の介護職員の配置が必要</p> <p>・複数の単位を実施している場合、単位ごとに介護職員が常時 1 人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p>	
	<p>資格要件：認知症介護基礎研修修了者</p> <p>・次のいずれかの資格を持つ場合は上記研修の受講不要。</p> <p>①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④介護支援専門員 ⑤実務者研修修了者 ⑥介護職員初任者研修修了者 ⑦生活援助従事者研修修了者 ⑧介護職員基礎研修修了者※ ⑨訪問介護員 1 級課程修了者※ ⑩訪問介護員 2 級課程修了者※ ⑪社会福祉士 ⑫医師 ⑬歯科医師 ⑭薬剤師 ⑮理学療法士 ⑯作業療法士 ⑰言語聴覚士 ⑱精神保健福祉士 ⑲管理栄養士 ⑳栄養士 ㉑あん摩マッサージ指圧師 ㉒はり師 ㉓きゅう師 ㉔認知症介護実践者研修修了者 ㉕認知症介護実践リーダー研修修了者 ㉖認知症介護指導者研修修了者</p> <p>※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。</p>	
機能 訓練 指導員	<p>・ 1 人以上配置が必要です。(営業日ごと、サービス提供時間帯を通じて配置する必要はありませんが、事業所に必ず 1 人以上配置が必要です。)</p> <p>・ 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能を有する者を適切な時間数配置してください。</p> <p>・ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限ります。</p>	なし
	<p>資格要件：次のいずれかの資格を有する者</p> <p>①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④看護職員 ⑤柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師 ⑦はり師・きゅう師 (一定の実務経験を有する者)</p>	

○通所介護事業所の設備基準

設備等	基準等
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護の設備 (建物全体ではない) は、原則、通所介護事業専用で使用されなくてはなりません。基本的に、他事業とは兼用できないことに留意すること。 ・ 要介護者等の使用に適した設備を備え、バリアフリーに努めること。 ・ 利用者が使用する設備 (食堂、機能訓練室、静養室、相談室) を 2 階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること ・ 同一建物内や同一敷地内において、同一法人が複数の通所介護事業所は開設することは原則としてできません。
食堂及び 機能訓練 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な広さを有し、有効面積で、3 m²に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ・ 建物の構造上、撤去できない柱や備え付けの収納設備等は有効面積から除外してください。 ・ 通所介護の利用者以外 (相談者、従業員等) が事務室や相談室へ出入りするために機能訓練室を通行しなければならない場合は、通路 (幅 1 m) として有効面積から除外してください。 ・ 食事及び機能訓練の実施に支障がないときは、同一の場所とすることができます。 ・ 食事の提供を行わない場合は、食堂を設ける必要はありません。

相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室又は遮へい物（パーテーション等）の設置等により、相談内容が漏洩しないように配慮されていること。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室又はカーテン等で仕切られたスペースであること。 ・機能訓練室等から離れている場合は、ナースコールの設置が望ましい。 ・利用者 10 人に対し 1 以上のベッド又は布団を設置可能なスペースを確保することが望ましい。（例：定員 25 名の場合、3 以上のベッド又は布団）
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を行うために必要な面積を有すること。 ・他の事業と同一の事務室を使用する場合は、当該事業所の区画が明確に区分されていること（パーテーション等の設置は不要） ・個人情報の保護のため、鍵付きの書庫を設置すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等の使用に適した設備を備えること。 ・ナースコールの設置が望ましい。
浴室及び脱衣所	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等の使用に適した設備を備えること。（入浴介助を行う場合のみ）
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所専用の玄関を設けること。（併設する他の事業（サービス付き高齢者向け住宅等）との兼用は原則不可。） ・段差がある場合はスロープ等を設けること。

○関係法令について

事業所の開設にあたっては、建物や設備等が関係法令に適合するよう、所管する行政機関に事前にご確認ください。

主な関係法令	確認先一覧（茨城県ホームページ）
建築基準法	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/madoguchi-kenchiku.html
都市計画法	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/madoguchi-takuchi.html
消防法	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/shobo/ibaraki-shobohonbu.html